

住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金給付事業の実施について

健康福祉部 社会福祉課

1 趣旨

国の閣議決定により、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、速やかに生活・暮らしを支援する観点から、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯5万円の給付金を支給することとされましたので、本市においても次のとおり実施します。

2 支給対象者

(1)住民税非課税世帯（約18,500世帯）

- ・基準日（令和4年9月30日）において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(2)家計急変世帯（約1,500世帯）

- ・(1)以外の世帯のうち、令和4年1月以降、予期せぬ理由により収入が減少し、世帯全員の年収見込額が、住民税均等割非課税水準以下の状況にあると認められる世帯

※(1)(2)ともに、世帯全員が住民税課税者に扶養されている世帯を除く

3 支給額 住民税非課税世帯、家計急変世帯ともに1世帯あたり5万円

4 申請方法等

(1)住民税非課税世帯

- ・対象となる世帯へ確認書を送り、口座情報等を確認後、指定口座へ振り込みます。

(2)家計急変世帯

- ・広報紙やホームページ等の広報及び、社会福祉課をはじめ、社会福祉協議会やハローワークなど、生活困窮相談の窓口等に本給付金の案内チラシを配布し、対象となる可能性のある人への案内・周知を行います。
- ・該当が見込まれる方には申請書を提出していただき、内容を審査のうえ、指定口座に振り込みます。

5 予算措置

令和4年10月臨時議会に補正予算を提出
補正予算計上額 1,080,737千円

事業費 1,000,000 千円
（内訳）非課税世帯確認書分 925,000 千円
家計急変世帯分 75,000 千円
事務費 80,737 千円
財源内訳：国庫支出金 10/10

6 今後のスケジュール

(1) 住民税非課税世帯

対象世帯への確認書発送	令和4年11月中旬
振込開始	令和4年12月中旬
申請期限	令和5年1月末

(2) 家計急変世帯

広報開始	令和4年11月上旬
申請受付開始	令和4年11月下旬
振込開始	申請書の審査後随時
申請期限	令和5年1月末

新型コロナウイルスワクチンの接種について

健康福祉部 健康増進課
新型コロナウイルス感染症対策室

1 趣旨

新型コロナウイルスワクチンの接種は、本年9月末までが特例臨時接種の期間でしたが、今般、新たにオミクロン株対応ワクチンの接種や乳幼児接種に加え、小児の追加接種を実施するよう、国は関係法令を改正し、特例臨時接種の期間を令和5年3月末までとしました。

つきましては、本市におけるワクチン接種について、次のとおり実施します。

2 事業概要

各ワクチンについて、国は過去2年の年末年始での流行状況を踏まえ、希望する方への接種をなるべく年内に完了するよう求めています。対象者等については、次のとおりです。

なお、初回（1、2回目）接種については、従来株ワクチンで引き続き接種を実施します。

（1）対象者等

区分	対象者	対象人数	接種回数	使用ワクチン
①オミクロン株対応ワクチン	初回（1、2回目）接種を完了して5か月が経過（※）した12歳以上の方	約122,000人	1回	ファイザー社製、モデルナ社製の従来株とオミクロン株に対応する2価ワクチン
②乳幼児ワクチン	乳幼児（6か月から4歳）の方	約3,600人	3回	乳幼児用ファイザー社製ワクチン（従来株）
③小児用ワクチン（追加）	初回（1、2回目）接種を完了して5か月が経過（※）した小児（5～11歳）の方	約1,500人	1回	小児用ファイザー社製ワクチン（従来株）

※10月1日時点。接種間隔の短縮等について国は検討中。

3 予算措置について

一般会計補正予算（第5号）提出	373,263千円
ア 予防接種健康被害調査委員会委員報酬	360千円
イ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	170,567千円
ウ 新型コロナウイルスワクチン接種業務費	199,336千円
エ 新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費	3,000千円
財源内訳：国費（ア～ウ） 10/10、県費（エ） 10/10	

4 今後のスケジュール

① オミクロン株対応ワクチン

対象者	接種券発送時期	接種時期
ア 4回目接種対象者（60歳以上の方、医療従事者等）で未接種の方	発送済	9月22日～
イ 3回目接種対象者で未接種の方		
ウ 3回目接種から5か月が経過（※）した児童福祉施設等従事者	施設からの申請により随時発送	9月30日～
エ 3回目接種から5か月が経過（※）した方	10月5日	10月中旬～
オ 4回目接種から5か月が経過（※）した方	10月下旬	10月下旬～

② 乳幼児用ワクチン

対象者	接種券発送時期	接種時期
ア 乳幼児（6か月から4歳）の方	10月下旬	11月上旬～

③ 小児用ワクチン（追加）

対象者	接種券発送時期	接種時期
ア 初回（1、2回目）接種を完了して5か月が経過（※）した小児（5～11歳）の方	9月28日	10月上旬～

※10月1日時点。接種間隔の短縮等について国は検討中。